

里親になるには？

1 児童相談所に相談

相談は随時受け付けていますので、お問い合わせください。

3 児童相談所が家庭訪問等の調査

児童相談所職員が、御自宅を訪問して、家庭状況等を確認させていただきます。

5 認定・登録に必要な研修を受講

講義、施設での養育実習を受講していただきます。

2 必要な申請書類を児童相談所に提出

里親制度について御理解をいただいた上で、申請書等を提出していただきます。

4 社会福祉審議会に諮問

県が里親登録について、社会福祉審議会の意見を聞きます。(適当と認められた方に研修を受講していただきます。)

6 県が里親認定・登録

里親の種類は？

養育里親

親が育てることができない、または、親がいない子どもを養育する里親です。親が育てられない期間だけ養育する場合もあります。

養子縁組里親

養子縁組を前提に子どもを養育する里親です。

※他に、専門里親と親族里親があります。



養育費は？

児童相談所から、子どもの養育をお願いしている期間は、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが、子どもの年齢や人数に応じて、公費により支払われます。

お問い合わせ先

中央児童相談所

所管地域：前橋市、伊勢崎市、佐波郡
住所：〒379-2166
前橋市野中町360-1
TEL：027-261-1000
FAX：027-261-7333

中央児童相談所北部支所

所管地域：沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡
住所：〒377-0027 渋川市金井394
(渋川保健福祉事務所内)
TEL：0279-20-1010
FAX：0279-22-2277

西部児童相談所

所管地域：高崎市、藤岡市、富岡市、
安中市、多野郡、甘楽郡
住所：〒370-0829 高崎市高松町6
TEL：027-322-2498
FAX：027-322-5602

東部児童相談所

所管地域：桐生市、太田市、館林市、
みどり市、邑楽郡
住所：〒373-0033 太田市西本町41-34
TEL：0276-31-3721
FAX：0276-32-3648